

取扱基準 4

都市計画法第34条第6号の判断基準

都市計画法第34条第6号に規定する「県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物」は次の各項すべてに該当しなければならない。ただし、本号に該当する開発行為といえども、原則的には市街化区域で行うべきであり、やむを得なく市街化調整区域で行う場合は、中小企業担当部局と十分な事前調整を行うものとする。

1 用途

本号で規定する助成及び事業は次のとおりとし、予定される建築物はその目的に合致するものであること。

- (1) 「県が国又は独立行政法人中小企業基盤整備機構と一体となって助成する」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号又は第4号に掲げるものをいう。
- (2) 「中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業」とは、同法施行令第2条第1項各号に掲げるものをいう。

2 立地場所

申請地は、将来の都市基盤整備上支障がない区域であり、かつ、本市の土地利用に整合している場所であること。

3 規模

開発区域の算定にあたっては、周辺の土地利用及び環境と調和のとれた適正な規模であること。

4 その他

本号に該当することを示すのにあたり次の資料の提出を求めるものとする。

- (1) 申請地を選定した理由書（市街化区域に立地できない理由）
- (2) 県及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成を受けることを証する書面
- (3) 全体計画図
- (4) 事業計画の説明書
- (5) 当該事業に寄与するものであることの説明書
- (6) その他必要と認めるもの

附 則

この基準は平成12年11月24日から施行する。（平成12年11月24日承認）

附 則

この基準は平成17年6月30日から施行する。(平成17年6月30日承認)

附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。(平成19年10月31日承認)

附 則

この基準は平成22年10月18日から施行する。(平成22年10月18日承認)